

皆さんおはようございます。

今定例会議もよろしくお願ひいたします。最初に、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

連日、報道されているとおり、中国を中心に、新型コロナウイルスの感染が広がっており、このウイルスに有効な薬やワクチンの開発など、その対策が待たれるところです。

日本国内において、人から人への感染が確認され、今後感染がさらに拡大する可能性も懸念されるところでございます。

また、中国進出企業を中心に事業活動への影響が生じるとともに、旅行・宿泊のキャンセルが発生するなど、事態の長期化による経済面への影響も危惧されます。

本県におきましては、現時点では感染症患者は確認されておりませんが、県民の皆様の生活に混乱が生じないように、的確な情報収集・提供に努めております。

1月29日には、私を本部長とする「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したところであり、引き続き庁内で情報共有を図るとともに、国や関係機関と連携しながら、しっかりと防疫対策を執り、冷静な予防対策等の呼びかけなど、県民の皆様の安全・安心に万全を期してまいります。

それでは、新しい年度に向けました県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今年度、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とする新しい基本構想のもと、未知の変化にひるむことなく、時代に合わせて変わり続けようと、「変革への挑戦」を決意し、2030年に向けた船出をいたしました。

世界では、気候変動による自然災害、ナショナリズムの台頭による経済の縮小懸念など様々なリスクが顕在化し、これらが新しい変化、新たな時代の予兆として表れているような気がいたしております。

しかし、私は、こうした変化の中にも、新しい萌芽があり、こうした状況であるからこそ、新たなチャレンジに踏み出すチャンスがあると考えております。

折しも、今年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

本県ゆかりの選手の皆さんの活躍を心から期待するとともに、これまでの弛まぬご努力が世界の舞台で実を結ぶ、そんな歓喜の瞬間を迎えられることを大いに楽しみにしています。

また、今年は、現在放送中の「スカーレット」や「麒麟がくる」などを通じて、多くの人に、この滋賀の地を知ってもらい、滋賀に来てもらう、千載一遇、いや、万載一遇のチャンスの年でもあります。この機会を活かし、滋賀の魅力を全国・全世界に発信してまいりたいと存じます。

以下、具体的な説明に入らせていただきます。

まず、「令和2年度の当初予算案」についてでございます。

令和2年度の地方財政計画におきましては、地方税が、対前年度比1.9%の増、地方交付税が、対前年度比2.5%の増と見込まれたことに

よりまして、地方一般財源の総額は、対前年度比 1.2%増の 6 3 兆 4 , 3 1 8 億円とされました。

本県におきましても、県税や地方交付税その振替である臨時財政対策債等において増収が見込まれ、歳入の一般財源総額は、前年度から増加し、3 , 3 8 1 億円余となりました。

一方、財源不足額は、前年度より 32 億円多い 105 億円と見込まれたことから、財源調整的な基金を 48 億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を 57 億円発行し、収支均衡を図ったところです。

令和 2 年度の一般会計当初予算案の総額は、5 , 7 0 5 億円であり、前年度に比べ 2 9 0 億 2 , 0 0 0 万円、率にして 5.4%の増となっております。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は 1 , 7 2 5 億円で、前年度に比べ 20 億円、率にして 1.2%の増となっております。

このうち、地方消費税につきましては、税率引上げ等の影響により、前年度に比べて、5 7 億 8 , 6 9 0 万円、率にして 28.8%の増収を見込んでおります。

また、個人県民税につきましては、給与所得者に係る納税義務者数および一人当たり給与所得額の増加が見込まれますことから、前年度に比べ 1 5 億 2 , 7 1 0 万円、率にして 2.8%の増収を見込んでおります。

一方、法人二税につきましては、通商問題等に伴い製造業で弱さが見込まれますことから、前年度に比べ 4 6 億 9 , 0 1 0 万円、率にして

8.7%の減収を見込んでおります。

法人二税の減収を見込むのは、8年ぶりのこととなりますが、今後、新型コロナウイルスの影響など、企業業績の更なる下振れリスクも懸念されることから、引き続き、その動向に注視する必要があると考えております。

また、地方交付税につきましては、地方財政計画の状況等を踏まえて試算いたしました結果、前年度に比べ40億円、率にして3.5%増となる1,170億円を計上したほか、県債につきましては、前年度比70億3,340万円、率にして9.8%増の790億6,170万円を計上しております。

それでは、令和2年度当初予算案に計上いたしました主な施策について、申し上げます。

令和2年度は、「健康しがへの挑戦」をメインテーマに掲げ、人・社会・自然の3つの健康の取組をもう一步進め、もう一段高めることにより、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とする基本構想の実現を目指してまいります。

「人の健康」では、人生100年時代とも言われる長寿社会にあって、生涯を通じて健康で、県民誰もが居場所や生きがいを持ち、様々な場面で自分らしく活躍できる滋賀を指向してまいりたいと考えております。

「誰一人取り残さない」、とりわけ、次代を担う子どもや若者の健やかな育ちを支え、希望に寄り添った施策、未来への投資にしっかり対応してまいります。

「社会の健康」では、頻発する自然災害への備えや、飛躍的に進む技

術革新への対応など直面する課題のほか、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、顕在化・深刻化が見込まれる、県内産業・地域活力の減退や、様々な分野における人材不足や担い手不足などの問題にもしっかりと向き合ってまいりたいと考えております。

生活や産業活動を支える強靱な社会インフラの整備や、災害対応力の強化、地域の公共交通の維持・活性化、次期総合戦略に基づく地方創生の取組などを通じまして、社会の健康を高めてまいります。

「自然の健康」では、気候変動や地球温暖化などの今日的課題に加え、琵琶湖の全層循環や生態系維持など本県固有の課題などにも引き続きしっかり取り組み、これまでの知見も生かしながら、やまの健康も含め、もう一段の高みを目指してまいります。

来年度は、こうした思いを具現化するため、特に、以下申し上げる、4つの施策に重点的に取り組んでまいります。

まず、重視する施策の一つ目は、「誰ひとり取り残さない」、特に、子ども達に目を向けた、「未来への投資」であります。

「未来への投資」では、2つの柱に沿って申し上げます。

1つ目の柱は、ライフステージに合わせた切れ目ない支援です。

子どもが安全・安心な環境で健やかに生まれ育つためには、結婚、出産、子育てなど、あらゆるライフステージにおいて切れ目ない支援が必要となります。

このため、新たな結婚支援として、市町とともに広域的な出会いの場を創出するほか、高校生や大学生が早い段階から将来のライフデザイン

を考え、学ぶことができる場の提供を進めてまいります。

加えて、仕事と不妊治療の両立を応援するため、職場の理解促進や、休暇制度の創設等に取り組む企業に対し、新たに財政支援を行うほか、家族をはじめ、周囲の人の治療に対する理解促進を図り、子どもを産み育てたいと願うすべての人の思いが叶うよう取り組んでまいります。

また、喫緊の課題である、保育現場における人材不足に対しては、引き続き「保育人材の確保」と「保育の質の向上」の両面から取組を進め、必要とするすべての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を整えてまいります。

具体的には、保育士の処遇改善の促進や、ワークライフバランスの実現など働きやすい職場環境づくりの推進を通じて、保育士の離職防止を図るほか、保育所等の魅力の発信や、保育人材バンクによるマッチングの強化等により、新たな人材の掘り起こしを積極的に進め、保育人材の確保に努めてまいります。

併せて、保育従事者の保育士資格取得に対する支援や、認可外保育施設の ICT 化の推進などにより、安全・安心な保育環境づくりを進め、保育の質の向上にも取り組んでまいります。

このほか、子どもたちが生涯を通じて、自ら学び課題を解決する姿勢を身に付けることも重要であります。

このため、今年度は、こうした「読み解く力」の指導方法の普及等に取り組んでおりますが、来年度はさらにその取組を一步進め、今年度の取組事例から作成した、指導の手引きを活用して、県内すべての公立学校で、授業の中で実践するなど、本県独自の特色ある取組となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、「未来への投資」という面では、滋賀で学ぶ子どもたちの教育環境の充実も、重要な視点の一つと考えます。

特に、社会や生活のあらゆる場面で ICT の活用は日常のものとなっており、今日、学校教育における ICT の導入は喫緊の課題となっています。

子どもたちが、これからの ICT 社会に適応できる力をしっかり身に付けられるよう、来年度から、県立学校の ICT 化に本格的に着手し、令和 4 年度までに、全ての県立学校において、1 日 1 回は 1 人 1 台環境でタブレットを使った学習が可能となるよう、計画的な整備を進めてまいります。

このほか、今年 4 月から、国の制度として始まる、私立高等学校等の授業料実質無償化に併せて、県でも独自の上乗せ支援を行い、保護者の経済的な負担軽減を図るほか、私立学校振興補助金を増額し、学校経営の安定化を図るなど、私立学校の振興にも、力を注いでまいります。

「未来の投資」の 2 つ目の柱は、生きづらさを抱える子どもへの支援であります。

虐待、貧困や不登校などの課題は、依然として深刻な状況にあり、こうした困難な状況にある子どもたちへの対応として、安全・安心の確保をはじめ、様々な分野で幅広い取組が求められております。

児童虐待から子どもたちを守るため、子ども家庭相談センターの児童福祉司等を増員し、児童虐待の対応強化に取り組んでいくとともに、一時保護所の個室化を進めるなど、保護児童の養育環境の改善を図ってまいります。

併せて、困難な状況にある子どもたちが、健やかに成長できるよう、里親希望者に対する相談窓口を新たに設置するほか、児童養護施設の小規模化や家庭的養護の推進に取り組む社会福祉法人への支援を行ってまいります。

このほか、いじめ、不登校などの課題を抱える子どもへの支援として、日々子どもに関わっている学校現場と、福祉部局、家庭、地域や民間団体等が連携して様々な事案に対応できるよう、支援体制の構築に取り組んでまいります。

加えて、これまで実証研究として実施してまいりました、医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援事業につきましては、来年度から、制度として本格実施することといたします。

具体的には、県立特別支援学校に在籍し、スクールバスに乗車できない医療的ケアが必要な児童生徒を対象に、1人あたり年10回、看護師が同乗する車両で学校と自宅等の間を送迎することにより、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次に、重視する施策の二つ目は、「世界とつながり わくわくするチャレンジ」であります。

ここでは、3つの柱に沿って申し上げます。

まず、1つ目の柱は、健康しがの推進です。

全国上位となっている健康寿命の更なる延伸に向け、「健康なひとづくり・まちづくりを」を掲げ、これまでの「健康しが」の取組をさらに一段進め、そして、高め、誰もが自分らしい未来を描ける生き方につなげられるよう取り組んでまいります。

具体的には、企業や大学、地域団体等、多様な主体が参画する「健康しが共創会議」の場において、実践的・継続的な取組が一つでも多く生み出されるよう、コーディネーターを配置し、アイデアの掘り起こしや、関係者間の横つなぎ、取組の深化等を図ってまいります。

また、来年度は、啓発に加え、実践へとつなげる取組にも力を入れ、県民の皆様が楽しみながら、おのずと健康的に暮らすことができるよう、地域資源を活用しながら、運動や食などの生活習慣の改善につながる行動変容を促す取組を重点的に進めてまいります。

併せて、長年県民の健康づくりを支えてきてくださった健康推進員の活動への支援や、健診・医療・介護や人口動態・運動・食生活など、健康に関してこれまで蓄積してきたデータを分析・活用することにより、さらに効果的に施策を展開してまいります。

また、来年度は、法改正に呼応した受動喫煙防止対策に引き続き取り組むほか、特定健診やがん検診のペア受診を推奨する事業にも新たに取組みます。

さらに、11月定例会議で多くの議員の皆様にお取り上げいただいた、骨髄移植を行うドナーや、ドナーが勤務する事業所に対する支援制度も新たに設けることとし、こうした様々な施策を通じて、さらなる健康寿命の延伸に向けて、しっかり取り組んでまいります。

健康寿命の延伸を進める中で、生きがいや幸せを感じられる「生」、「生きること」のあり方について、医療や看取りなど「死」へのあり方について見つめる時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、有識者による（仮称）死生懇話会を設置し、県民の皆様とともに、様々な角度から「死」を見つめ「生」、生きていることを考える

議論を深めてまいりたいと考えております。

この議論を契機としまして、生老病死について深く考え、とくに避けて通ることができない死について向き合い、考える機運を醸成するとともに、懇話会でいただいた御意見や御示唆等を受けて検討を行い、今後の施策に役立ててまいります。

また、「健康しが」の推進には、「からだところろ」を健康にする、スポーツや文化の振興も重要な要素であると言えます。

このため、スポーツや文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備をはじめ、誰もが生涯を通じて、居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりに積極的に取り組んでまいります。

具体的には、東京オリンピック・パラリンピックの機会を活かし、滋賀の文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、ホストタウンの取組を通じ、参加国と地域住民の間で、スポーツや文化等、様々な分野における交流機会を創出してまいります。

また、本県の文化力を高めるため、アートフェスティバルを開催するほか、スポーツボランティアの参加拡大や、県民の皆様の運動・スポーツの習慣化に向けた機会づくりにも取り組むほか、今年度策定を予定しております「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の初年度といたしまして、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しめるよう様々な取組を進めてまいります。

2つ目の柱は、新たな時代に向けた産業の振興です。

本定例会議に提案しております「滋賀県産業振興ビジョン2030」

では、新しいテクノロジーやサービスの創出、積極的なコラボレーション、進化するインフラを活用して、「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県を目指すこととしております。

このため、琵琶湖やこれを取り巻く山々など、本県独自のフィールドをアピールするとともに、プロジェクトごとにオーダーメイド型の支援を行うなど、全国各地から近未来技術の実証実験を積極的に呼び込み、本県産業の発展につなげてまいります。

このほか、県内中小企業において、AI や IoT といった先端技術が積極的に活用されるよう、人材育成や技術相談、IoT 機器の導入支援等を行い、製造現場における生産力の向上や経営基盤の強化を図ってまいります。

また、農業分野においても、実証研究や技術支援を行いながら、「知る」、「試す」、「導入する」のステップで、ICT やドローンなどを活用したスマート農業を推進し、農業者の皆さんの作業の省力化や収益力の向上につなげてまいります。

さらに、本県が有する強みのひとつであります「発酵産業」の振興に向け、多様な主体でつながるプラットフォームを構築し、発酵を軸とした新たな商品・サービスの創出に向けたプロジェクトを支援することなどにより、企業の新たな事業展開や、価値の創造を目指してまいります。

加えて、伝統的な地域の産業を支える観点から、引き続き、養蚕業復活に向けた地域の取組を応援してまいります。

併せて、力強い農林水産業の確立に向けて、本県農業を支える担い手が高い収益性を確保し、持続的に農業を展開できるよう、意欲的な農業

者等の経営育成、集落営農組織の継続性の確保、女性の活躍の促進、生産基盤の強化、輸出の拡大など、多様な担い手の確保・育成と経営体質の強化を図ってまいります。

また、オーガニック農業を象徴とする環境こだわり農業のさらなる推進、農業濁水や農業系廃プラスチック対策の取組を通じまして、環境負荷の更なる低減を図り、持続的な農業生産の実践につなげてまいります。

同時に、将来にわたって成長を続けられる強靱な産業構造の実現のためには、県内企業等における多様な人材の確保や、雇用を生み出す起業の促進、喫緊の課題である事業承継を支える取組を進めていく必要があります。

このため、若者や女性・高齢者の就職支援や、県内企業の人材確保のため、「しがジョブパーク」や「滋賀マザーズジョブステーション」、「シニアジョブステーション滋賀」において、個別相談や職業紹介などの就労支援を効果的に実施するほか、人材確保を通じて県内企業の活性化を図ってまいります。

さらに、就職氷河期世代の支援のため、平日の来所が困難な方の相談に対応できるよう、土曜日開所を行うとともに、個々の実情に合わせた就業体験プログラムの実施などにより、就職支援の機能強化を図ってまいります。

また、産業界が求める人材が多様化・高度化する中、これからの滋賀の産業を支える専門的な技術を有する人材を育成・確保する方策について、産業界や教育機関等との連携のもと、検討を進めてまいります。

人材の確保の面では、外国人材の確保も大変重要となります。

このため、県内中小企業等の人手不足の解消に向けまして、新たにベトナムと人材交流の分野において協力関係を構築するとともに、県内企業と外国人材のマッチングの機会を創出するなど、円滑な外国人材の受入れを支援してまいります。

特に、人手不足が顕著な介護分野においては、「技能実習」の監理団体に、「留学」、「特定技能」の3つの機能をあわせ持った支援センターの立ち上げ支援を行い、外国介護人材の受入れ支援をワンストップで行うことにより、円滑な受入れにつなげてまいりたいと考えております。

併せて、外国籍の人びとが安心して生活し、働けるよう、「人権尊重」真の多文化共生を基本に据え、地域における日本語教育の実態調査および推進計画の策定に取り組むとともに、学校現場における自動翻訳機の導入や母語を話せる支援員の配置等により、教育環境のさらなる充実を図ってまいります。

さらに、地域経済の持続的発展には、地域の新たな需要や雇用を生み出す起業・創業の促進が必要であり、志す方のビジネスプランの磨き上げを行うとともに、その発表の場としてコンテストを開催するなど、起業・創業の裾野拡大に努めてまいります。

また、全国的に中小企業の事業承継が喫緊の課題となる中、本県においても、平成30年度から5年間を集中取組期間として「滋賀発 事業承継プロジェクト」に取り組んでおりますが、来年度は、トライアル型の事業承継など、さらに取組の拡大を図ってまいります。

このほか、多様な人々が支え合い、知恵や力を出し合うことにより、社会の活性化や新たな価値の創造に取り組む、共生社会づくりが重要となってまいります。

このため、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、障害者が受ける制限は社会の中にあるという「障害の社会モデル」の考え方の普及、合理的配慮の更なる促進等を図ってまいります。

また、ひきこもり者と、そのご家族が、地域の中で孤立することなく、社会とのつながりを持てるよう、支援の充実を図るなど、誰もがいきいきと暮らし、ともに働き活躍できる共生社会の実現を目指してまいります。

このほか、観光では、昨年秋にスタートしたキャンペーン「戦国ワンダーランド 滋賀・びわ湖」が、おかげさまで、大変好評を博しております。

NHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放送を機に、全国的な戦国ブームが期待される中、このまたとないチャンスを活かせるよう、県内各地で「近江の戦国」を体感できる、プロモーションや特別企画展の開催などを行い、市町や関係団体等とも連携しながら、さらに盛り上げていきたいと考えております。

また、本県へのインバウンド拡大を強力に進める上で、今年の東京オリンピック・パラリンピックは絶好の機会となりますことから、東京の情報発信拠点「ここ滋賀」、京都の観光案内所「そこ滋賀」での情報発信に加え、新型コロナウイルスの状況も見極めながら、中国湖南省の「誘客経済促進センター」を活用したプロモーションを展開してまいります。

さらには、本県にお越しいただいた方に県内の複数の地域を巡っていただけるよう、観光周遊にも力を入れることとしており、米原駅を起点とした県東北部における観光周遊の実践を行いますほか、観光客の移動実態を把握する機器の導入により、観光客の動向の「見える化」を進め、

データを活用した施策につなげてまいります。

また、昨年 11 月にナショナルサイクルルートの指定を受けました「ビワイチ」につきましては、ビワイチ・プラスも含めまして、さらに多くの方に体験いただけるよう、また、そのことが地域の活性化にもつながるよう、民間事業者や市町等とも連携しながら、安全で快適な走行空間や受入環境の整備、魅力の発信等に取り組んでまいります。

このほか、昨年 9 月 30 日から放送がスタートしました連続テレビ小説「スカーレット」は、いよいよ佳境を迎えようとしております。

おかげさまで、この間だけでも、舞台である信楽への観光客の増加や信楽焼の更なる知名度アップなどの面で、本県にとって、非常に大きな効果があったと考えております。

こうした効果を、県内各地に広げられるように、また、一過性に終わらせることのないように、県民の皆様とともに「スカーレットレガシープロジェクト」として取組を続けていくことが重要であると考えています。

このため、来年度は、地場産業の面では、研究開発や人材育成、交流発信の拠点である信楽窯業技術試験場の建て替えを進めるほか、観光面では、ロケ地等を活用した周遊イベントを実施するなど、信楽地域はもとより、県内各地にその効果が波及するよう取り組んでまいります。

また、女性活躍の面では、これまで男性が中心であった分野に女性が入っていくことは非常に大変で勇気が必要な、かつ大事なことであることから、女性の起業やチャレンジを後押しし、キャリアアップを支援する取組を進めるほか、防災対策で女性の視点を取り入れるなど、様々な場面で女性参画の拡大に努めてまいります。

3つ目の柱は、幻の安土城復元プロジェクトであります。

全国的にも高い知名度を誇る安土城は、本県を代表する魅力的な資源の一つであるにも関わらず、謎に包まれている部分が多く、文化財として活用を進めていくためには、その実像の解明が待たれるところです。

このため、今年度から「幻の安土城復元プロジェクト」として取組を進めております。

安土城の魅力を全世界に発信することで、国内外から多くの人を訪れ、地域の活性化や滋賀のブランド力向上につながるよう、県民の皆様と一緒に当時に思いを馳せながら、昭和、平成の調査結果のまとめと発信を土台に、令和の大調査へ一歩歩みを踏み出し、安土城の実像解明や、復元の方向性の検討などに取り組んでまいります。

また、国宝・彦根城につきましては、世界遺産認定へ取組を強化していくとともに、また県内でのこれらの盛り上がりをさらに加速させるため、毎年、横浜市で開催されているお城 EXPO を、来年度は本県でも開催し、安土城や彦根城をはじめ、県内各地に点在する1,300以上の城郭など、本県の魅力を余すところなく、国内のみならず、世界にも発信してまいりたいと考えております。

次に、重視する施策の三つ目は、「やまの健康」であります。

今の農山村地域を見渡すと、過疎化や高齢化で農林業の担い手が減少し、農地や森林に手が入らなくなることで、荒廃や、本来有する多面的機能の低下が進んでいるほか、獣害等による被害のため、農林業従事者の意欲が減退するなど、多くの課題が顕在化しており、早急な対策が求められています。

こうした問題意識から、昨年度より「やまの健康」の取組を積極的に進めてまいりましたが、この取組をさらに推進し、森林や農地を適正に管理するため、森林・林業・農山村を一体的に捉え、都市との経済循環により農山村の活性化を図っていくことが重要と考えております。

引き続き、「やまの健康」推進プロジェクトとして、やまの価値や魅力に焦点を当てた取組を進めることにより、県民の皆様にやまについてもっと知っていただき、森林資源の活用、農山村のにぎわいの創出、ビジネス手法による社会的課題の解決にもチャレンジしてまいります。

具体的には、農山村における地域の課題解決や、価値や魅力を活かした仕事づくりを支援するモデル地域を、今年度の2地域から、来年度は5地域へと増やし、やまの価値や魅力に焦点を当てた取組をさらに広げるとともに、地域活動の担い手不足解消に向けた推進体制づくりも支援してまいります。

さらに、県民の皆様に、木が持つ価値や魅力を再認識していただくため、新たに「まちの森林づくりプロジェクト」として「木育」に着目した取組も進めてまいります。

このほか、地域の取組のビジネス化に向けた支援や、経済循環の創出などを通じて、「やまの健康」の実現に努めてまいります。

併せまして、「やまの健康」と深く関わる「琵琶湖の健康」に関する取組については、多様な主体による琵琶湖への関わりを拓げるための新たな枠組みとして「(仮称) マザーレイクフレームワーク」を構築し、琵琶湖環境の保全に向けた目標を掲げ、全県をあげたムーブメントを起こし、一人ひとりが環境への関わりを持ち、行動していくことを目指してまいります。

また、令和2年度末に終期を迎える「琵琶湖保全再生計画」の更新に当たりましては、現行の取組における課題等について検証するとともに、国や下流府県市、県内市町、関係団体や県民の皆様としっかり議論し、よりよい計画を策定してまいります。

琵琶湖の水質が改善傾向にある一方で、琵琶湖の漁獲量は依然として低位にあります。近年、セタシジミが極端に痩せる事例やアユが小型化する傾向も確認されており、琵琶湖の「生物を養う力」が低下している可能性がありますことから、琵琶湖の生産力の回復を目指す実証的な研究を進めてまいります。

昨年、琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において影響が現れてきております。

世界では、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が現れており、国内においても全国各地で大雨による河川氾濫や暴風雨による大規模停電によって住民の生命や財産、そして自然生態系等に多大な被害が発生しております。

このため、これまでから取り組んできました、気候変動リスクの回避・軽減を図る「適応策」につきましては、来年度も引き続きしっかりと取り組んでまいります。

今後も地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されておりますことから、世界では、「パリ協定」で定めた世界平均気温上昇を1.5℃に抑えるため、世界の人為的なCO₂の排出量を2050年前後に実質ゼロにする取組を進めていくこととされております。

SDGs 未来都市の認定を受けた本県におきましても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が実現する社会の構築に向け、今、将来世代のためにも行動を起こさなくてはならないとの考えから、先月6日に、2050年までに県内のCO2排出量を実質ゼロにすることを目指して、県民や事業者等多様な主体と連携し、全県的なムーブメントとして広げていくことを宣言したところでございます。

来年度は、企業・県民の皆様のご意見を取り入れるための推進体制を構築するとともに、脱炭素社会への機運醸成や、実現までのシナリオの作成など、気候変動の緩和につながる取組を進めてまいります。

次に、重視する施策の四つ目は、「強くしなやかな地域づくり」でございます。

ここでは、2つの柱に沿って申し上げます。

まず、1つ目の柱は、災害に強い地域づくりでございます。

大型災害が相次いだ昨年度に続き、今年度も、東日本に甚大な被害をもたらした台風第19号など、全国各地で災害が発生しております。

これまでの災害から得られた教訓や、被災地に派遣した職員の経験も活かしながら、平時から、ハード・ソフト両面からの対策をしっかりと進め、いつ起こるか分からない自然災害から、県民の皆様の生命と財産を守り、安全・安心を確保できるよう、引き続き、力を注いでまいります。

ハード面では、防災・減災対策の観点から強靱な社会インフラの整備をさらに加速させ、特に、河川においては、治水安全度を向上させるため、流下能力の拡大や堤防の強化など河川改修に取り組んでまいります。

砂防事業につきましては、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所な

どにおいて、人命に関わる施設や重要交通網が存在する箇所では優先的に土砂災害対策を実施するほか、農村地域においては、地域の安全性を高めるため、ため池の防災工事に取り組んでまいります。

山地におきましては、水源涵養効果を維持するとともに、災害対策として、治山ダムや山腹工など必要となるインフラ施設の整備を着実に推進してまいります。

ソフト面では、自助・共助・公助により地域防災力の向上を図る取組を進めてまいります。

自助・共助の面では、「生活防災」に関する普及啓発や子どもたちへの防災教育などにより県民防災力アップを図るほか、要配慮者向けの個別支援計画や、地域レベルでの避難計画の作成を推進し、県民や地域の防災力アップを図ってまいります。

また、公助の面では、災害時における受援に必要な資機材の整備や、実践的な受援図上訓練、帰宅困難者支援についての対策検討を進めるなど、災害対応を不断に見直し、防災力の向上を図ってまいります。

このほか、自助・共助・公助全体に関わる取組として、「地先の安全度」によって、水害リスクの情報を共有し、それぞれの地域の特性に応じた流域治水による防災・減災対策、すなわち「しがの流域治水」を促進することで、水害に強い地域づくりを引き続き進めてまいります。

また、全国各地で被害が多発しております土砂災害等に対しましても、命を守ることを最優先に土砂災害警戒区域等の指定やため池ハザードマップの策定を行い、県民の皆様には危険回避の行動を促してまいります。

2つ目の柱は、「地域の公共交通（モビリティ）のあり方検討の取組」

であります。

人口減少、少子高齢化に伴い公共交通の脆弱化が懸念される中、地域特性に対応した移動サービスを享受できる、移動弱者のない社会づくりが求められております。

持続可能な地域交通の仕組みづくりに向け、来年度は、バス、タクシー、自動車業界等と連携し、交通不便地域での移動手段の確保、MaaSをはじめとする新たな技術やサービスの活用にかかる実証に取り組むことにより、移動手段の確保や費用負担のあり方等についての研究や議論を深めてまいります。

このほか、公共交通では、引き続き鉄道駅のバリアフリー化を進めるほか、地域公共交通の再生および活性化につなげていくため、県東部の近江鉄道沿線地域の公共交通全体の姿を見据えた持続可能な交通ネットワークの検討、南草津駅周辺の交通渋滞対策の取組を進めてまいります。

また、地域モビリティを支える基本的な取組では、滋賀の未来を支える、道路をはじめ多様な社会基盤の整備や、社会インフラの老朽化対応などに取り組んでいくことも重要となります。

このため、企業活動や県民の暮らしを支える道路交通ネットワークの整備として、地域にとって必要なバイパス道路やスマート IC の整備、街路や橋梁整備を進めてまいります。

また、本県の農業を支える農業水利施設につきましては、農家の皆様が安心して営農できるよう、国の国土強靱化の動きに併せて、さらに重点的に長寿命化対策に取り組んでまいります。

加えまして、昨年5月の大津市大萱の痛ましい交通事故を受け、来年度は交通安全対策に係る予算を大幅に増額し、対策の強化を図ります。

ハード対策といたしまして、道路標示や道路施設の整備等により道路空間の安全確保を積極的に進めるとともに、ソフト対策といたしまして、交通事故発生状況の発信やキッズ・ガード等による見守り活動への支援などを通じ、子どもをはじめとする交通弱者の事故防止にしっかりと取り組んでまいります。

以上、来年度、特に重視する4つの施策の概要を申し上げてまいりました。

こうした施策に併せて、基本構想の基礎根底にあるSDGsについても引き続きしっかりと取り組んでまいります。

今年度、都道府県では3県しかないSDGs未来都市に本県が選定されました。来年度は、市町、企業、学校、NPO、県民など多様な主体とのパートナーシップをより一層強化するため、県内13大学と連携し、高校生も含めて、次世代を担う若者がSDGsでつながる場を作るほか、市町、企業、県民等によるSDGsの実践への支援に取り組むことにより、持続可能な滋賀を目指す取組の裾野をさらに拡大し、一体となってSDGsの達成を目指してまいります。

以上、主に一般会計に係る施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は10会計で2,399億8,055万6千円、企業会計は5会計で1,185億7,440万円を計上しております。

来年度は、2020年という節目にあたり、時代が大きく動くチェンジの年、そして、好機満載のチャンスの年であります。

県民の皆様とともに、新たな一歩をしっかりと踏み出し、果敢にチャレンジする年としてまいりたい、そんな思いを込め、令和2年度当初予算案を作りあげてまいりました。

各種施策をしっかりと展開し、基本構想に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、邁進してまいり所存であります。

それでは、次に当面する諸課題について2点申し上げます。

まず、文化財の保存と活用についてでございます。

改めて申すまでもなく、本県は、全国屈指の文化財保有県であり、これらの文化財は、所有者をはじめ地域の関係者の不断のご努力により守り伝えられてきた本県の宝でございます。

一方で、少子化による人口減少や地域の過疎化、また、近年多発する大規模自然災害など、文化財の継承は全国的に危機的な状況になっており、本県も同様に厳しい状況が続いております。

一度失ってしまえば二度と取り戻せない数多くの文化財を、次の世代へ確実に継承していくことは、今を生きる我々の責務であると言えます。

今年度、教育委員会において、文化財保存活用大綱の策定に向けた検討を進められているところであります。

この中では、適切な保存を前提に、文化財を活用した取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を、地域の維持・発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創造にもつなげていく、保存と活用の好循環を生み出す視点が重要とされております。

「幻の安土城」復元プロジェクトや、彦根城の世界遺産登録に向けた動きが本格的にスタートする令和2年度は、本大綱のもと、芸術文化やまちづくり、観光、産業振興等との総合的かつ一体的な施策の推進を図るため、文化財保護行政を知事部局へ移管し、組織体制の整備をまいります。

また、今後も引き続き文化財を適切に管理するため、文化財保存基金に積み増しを行うことにより、文化財の計画的な保存修理に努めてまいります。

文化財を核とした活動で地域が元気になり、それにより文化財が末永く継承されていくような取組を、大綱の策定を契機として、今後一層推進してまいります。

次に、「美の滋賀」の発信について、申し上げます。

一昨年、新生美術館整備を立ち止まるに際し、喫緊の課題への対応といたしまして、今年度、近代美術館の老朽化対策と琵琶湖文化館の機能継承のあり方検討を行ってまいりました。

滋賀の個性的な美である、「神と仏の美」、「近代・現代美術」、「アール・ブリュット」の3つの美を1つの建物で一体的に表現しようとしていた新生美術館整備の方針につきましては、近代美術館と琵琶湖文化館後継施設の2つの拠点为核心に、また、入り口として3つの美、さらには「美の滋賀」を発信していくこととし、その方策等は令和2年度に具体的に検討してまいりたいと考えております。

老朽化対策を施した近代美術館は、令和3年度早期に再開館し、近代・現代美術、アール・ブリュット、さらには琵琶湖文化館収蔵品の活用も含め、「美の滋賀」の魅力を伝える美術館としたいと考えており、

その具体的な展開についても検討するとともに、学芸員等の専門的なスタッフによる事業の推進体制も責任体制とともにしっかりと整えてまいります。

琵琶湖文化館後継施設については、人口減少や自然災害等により文化財を失うリスクが増大する中で、しっかりと文化財を守っていくことの重要性が増すとともに、これを活用して地域の活性化を図っていくことへの期待が高まっているため、近代美術館の拡張整備ではなく、独立性の高い施設で専門性の高い組織・体制を備え、文化財の保存・活用に最適な環境や機能を提供できる施設として整備したいと考えております。

今後は、近代美術館および琵琶湖文化館後継施設を「美の滋賀」の発信拠点として、県内の様々な施設と連携し、暮らしや祈りとともにある滋賀の美の魅力を発掘し、磨きをかけ、県内外に発信することにより、誰もが誇りを持って豊かさを感じることができる地域づくりに繋げてまいります。

それでは、本定例会議に提出いたしております案件の概要について最後にご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第 17 号および議第 19 号は、法改正に伴う知事や県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、

議第 18 号は、社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所に係る設備の規模および構造ならびに運営に関する基準について定めるため、

議第 20 号は、法改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、それぞれ、条例を制定しようとするものでございます。

議第 21 号は、滋賀県立高等学校在り方検討委員会を設置するため、

議第 22 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定するため、

議第 23 号は、これまで教育委員会が管理・執行していた教育に関する一部の事務について、知事が管理・執行することとするため、

議第 24 号は、法改正により、新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲するため、それぞれ改正を行おうとするものです。

議第 25 号は、新たな休暇制度として子育て支援時間を創設するため、改正を行おうとするものです。

議第 26 号は、地方自治法の改正により新たに設けられた監査専門委員の報酬等を定めるため、

議第 27 号は、民法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 28 号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の割合を変更するため、

議第 29 号は、法人税割の税率の特例措置を延長し、中小法人等に対する不均一課税の適用範囲を見直すため、それぞれ改正を行おうとするものです。

議第 30 号は、指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例の規定による指定を行うため、

議第 31 号は、法改正に伴い、手数料の追加等を行うとともに、リニューアルオープンに併せて琵琶湖博物館の観覧料を見直すため、それぞれ改正を行おうとするものです。

議第 32 号は、就農支援資金貸付事業等特別会計を廃止しようとするものです。

議第 33 号は、建築基準法の一部改正による耐火性能基準の緩和に対して、保育所については、現行の基準を維持するため、改正を行おうとするものです。

議第 34 号は、建築基準法の一部改正による耐火性能基準の緩和に対して、幼保連携型認定こども園については、現行の基準を維持するとともに、副園長等の資格要件を緩和する特例の期間を延長するため、改正を行おうとするものです。

議第 35 号は、動物愛護管理法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 36 号は、食品衛生法の一部改正に伴い、公衆衛生上必要な措置の基準、自主回収にかかる届出義務等が法に規定されたことから、必要な規定の整備を行うため、

議第 37 号は、国の衛生管理等に係る指針等の改正に伴い、旅館業の浴室および公衆浴場に係る措置の基準を改めるため、それぞれ改正を行おうとするものです

議第 38 号は、道路法施行令の一部改正による指定区間内の国道に係る道路占用料の額の改定に伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、改正を行おうとするものです。

議第 39 号は、民法の一部改正に併せて、県営住宅への入居手続等の整理を行うため、

議第 40 号は、広告物の表示の禁止等の条例の制定・改廃に関する事務を新たに近江八幡市および栗東市が処理することとするため、および、法改正に伴い、田園住居地域を新たに禁止地域に追加するため、それぞれ改正を行おうとするものです。

議第 41 号は、自転車損害賠償保険等の加入の義務等に係る規定を見直すため、改正を行おうとするものです。

議第 42 号は、標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものです。

議第 43 号は、滋賀県立北大津高等養護学校を新設するため、改正を行おうとするものです。

議第 44 号は、警察官以外の地方警察職員の定員を改めるため、改正を行おうとするものです。

議第 45 号から議第 53 号までは、その他の案件でございます。

議第 45 号から議第 47 号までは、契約の締結について、

議第 48 号は、滋賀県奨学資金貸与金の権利放棄について、

議第 49 号および議第 50 号は、琵琶湖流域下水道の湖西処理区および東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 51 号は、天ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更について意見を述べることについて、

議第 52 号は、包括外部監査契約の締結について、

議第 53 号は、滋賀県産業振興ビジョン 2030 の策定について

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 54 号は、一般会計の補正予算でございまして、国補正予算への対応のうち、美術館整備費以外について計上するもので、

歳入歳出予算の補正として、127 億 8,591 万 4 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 5,686 億 589 万 3 千円としようとするとともに、債務負担行為ならびに地方債に係ります補正を行おうとするものでございます。

議第 55 号は、一般会計の補正予算でございまして、国補正予算への対応のうち、美術館整備費について計上するもので、

歳入歳出予算の補正として、11 億 2,564 万 5 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 5,697 億 3,153 万 8 千円としようとするともに、地方債に係ります補正を行おうとするものでございます。

以上、長くなりましたが、ご清聴ありがとうございました。何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。